

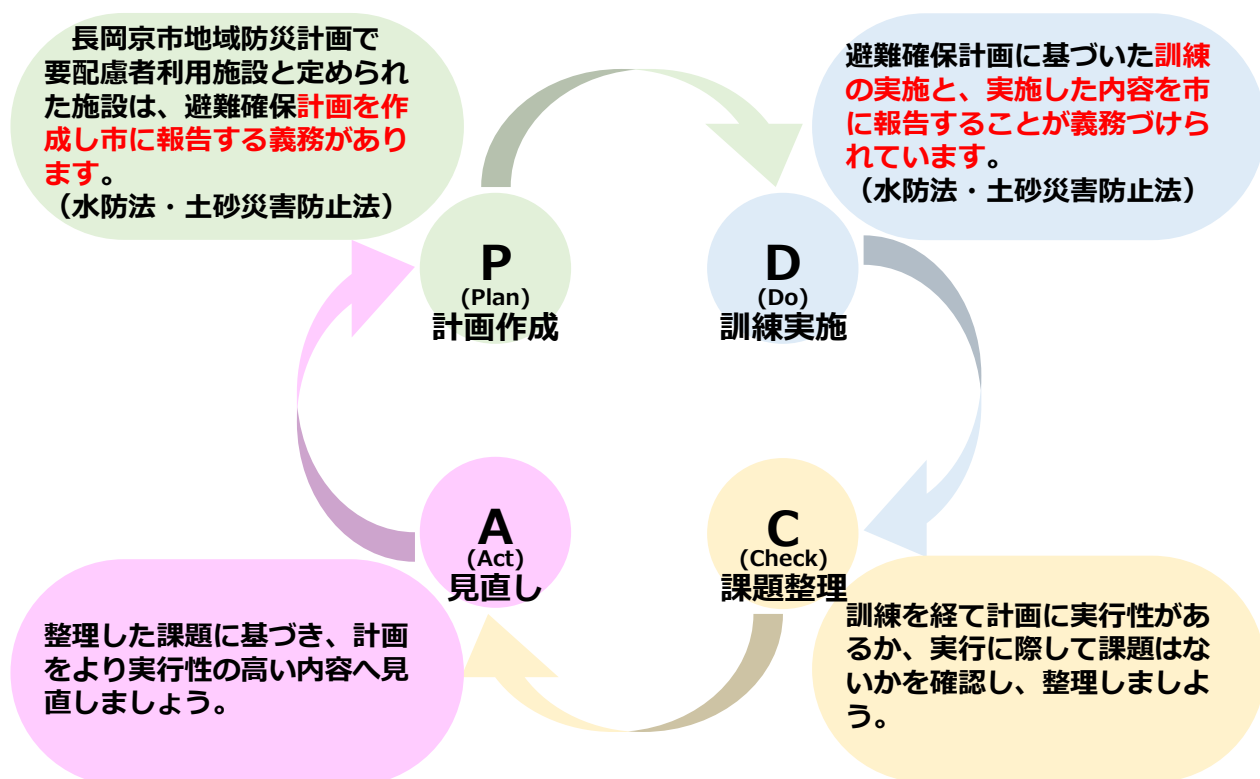
洪水・土砂災害に備えて

避難確保計画の定期的な見直しと
訓練の実施をお願いします！

避難確保計画とは、施設利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画で、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、施設所有者又は管理者に作成が義務付けられています。

激甚化・頻発化する災害から施設利用者を守るためには、避難確保計画を作成するだけでなく、訓練等により職員一人ひとりが計画を理解するとともに、P D C Aサイクルに基づいた定期的な見直しにより、計画の実効性を高めていくことが非常に重要です。

避難確保計画の作成（Plan）、訓練の実施と報告（Do）は法律で義務付けられています！



避難確保計画の作成(Plan)から見直し(Act)まで長岡京市がサポートします！

長岡京市では“災害に強いまちづくり”のために、職員による出前講座を実施しており、施設職員に向けた講座や、避難訓練の支援等も受け付けています。

このような制度も積極的にご活用いただき、災害時に円滑な避難ができるように、訓練の実施や計画の定期的な見直しをお願いします。